

アダモスニュース 2016 No.1

一般社団法人 医療廃棄物適正処理推進機構 会報

当機構・アダモスは、適正処理を願う医療機関とこれを可能にする優良処理業者の架け橋として設立しました。本号でも、そのメリットについて順次解説します。

排出事業者 — 医療機関 歯科診療所、動物診療所、検査センター・研究所等の方々へ

- ★ このニュースを受け取られた施設は、すでにアダモスの会員に加入されています。
- ★ 処理業者から会員証を受け取られているかお確かめください。

謹賀新年

2016

◆ **アダモスは 感染性廃棄物等の排出実態調査を実施中です。調査のお願いがいきましたら、ぜひご協力ください。**

アダモス会員の皆様へ 調査ご協力をお願い
アダモスは、有害医療廃棄物研究会の助成金研究の選考を通り『医療における感染性廃棄物の排出実態調査』を行っております。調査に選ばれた医療機関は、ぜひご協力の程をお願いいたします。

- ◆ HPのセミナーのお礼と報告から、講演の排出事業者責任遂行度チェックシートがダウンロードできます。ご利用ください。
- ◆ HPの医療関連ニュース、環境関連ニュースを更新しました。

★ セミナーの様子・出席状況・アンケート結果等もHPからご覧ください。



アダモスに入会している大きなメリット
不法投棄防止のマニフェストは、自動的に入力され、
電子マニフェストに連携されています。

排出事業者責任の考え方 — アダモス会員とマニフェスト 2

前回、排出事業者責任には、具体的にはいくつかの項目が挙げられます。といいました。この内容は別の機会に説明しますが、この内容を知るまでもなく、排出事業者責任は、医療機関にとって、面倒なことと考えがちです。

ところが、廃棄物処理法では、廃棄物の適正処理の基本的考え方は、『排出事業者責任の原則』となっています。それは、セミナーの講演でも強調されていましたが、責任ではなく、医療機関が自主防衛をするためのものです。

例えば、これは新しく廃棄物の処理を委託するために処理業者を選ぶ時から始まります。それは、医療機関がどのような感染性廃棄物を委託したいかを予定する処理業者に書面で渡します。それに対して、処理業者が委託する予定の廃棄物の処理を受託する業の許可を持っているかの確認が必要です。

責任とか、義務などということではなくて、ごく当たり前のことです。

こうして、書面による契約を締結して、感染性廃棄物他の廃棄物の適性処理が始まるわけです。

マニフェスト、正しくは産業廃棄物管理票は、医療機関が安心して、この委託した廃棄物が適正に処理されているかを見届けるための唯一といっても良い方法です。このために、『マニフェストは、排出事業者である医療機関が交付する』と廃棄物処理法では、規定されているわけです。

往々にして紙マニフェストでは、毎回手間がかかり面倒だからと、処理業者にマニフェストを持ってきてもらい、すべてお任せにされていることが多いです。

これでは、医療機関に与えられたせっきくの身を守る方法を放棄していることとなります。もし万が一、不法投棄や不適正処理があれば、当然、責任を問われ、原状回復費用などの措置命令がくるなどが起こり得ます。

アダモス会員の皆さんは、容器ごとのコードを読み取るトレーサビリティシステムにより、マニフェストの煩雑な手間は一切不要で、電子マニフェストに連携、適正処理が保証されています。

一般社団法人 医療廃棄物適正処理推進機構 (ADSMOS ; アダモス)
〒160-0008 東京都新宿区三栄町25番地 ネオ寺島ビル3階
電話 03-5368-0391 FAX 03-3358-7122
Mail ; m-ishii@adamos.jp



※ 詳しくはHPをご参照ください。 HP:<http://adamos.jp/>

アダモス適正処理パートナー

(株)トキワ薬品化工、(株)日本シューター、(株)メディカルパワー、(株)リフレックス
日本メディカル・ウェスト・マネジメント(株)、相田化学工業(株)、(株)中商
(株)クレハ環境、(株)ナリコー

